



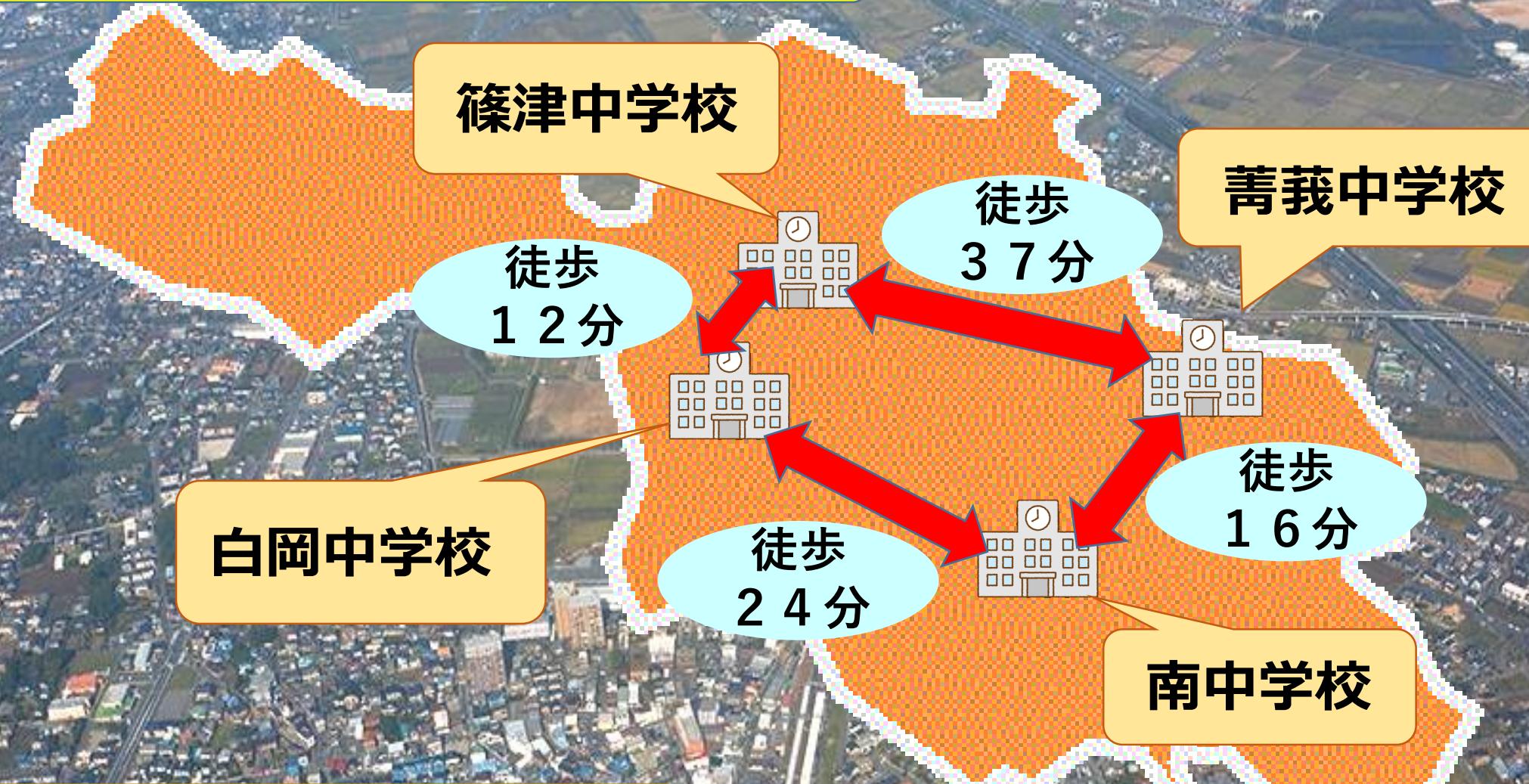
白岡市地域クラブ活動推進事業

部活動の地域移行の取り組みについて



令和6年1月17日（水）

白岡市の人口 52,649人 (R6.1.1)



中学校生徒数 1225名
(1年:400名、2年:425名、3年:430名)

部活動数 50
(運動部 35 文化部 15)





	篠津中		菁莪中		南中		白岡中	
運動部	軟式野球	男子	バスケットボール	男子	軟式野球	男女	軟式野球	男女
	サッカー	男女	バスケットボール	女子	ソフトボール	女子	サッカー	男女
	バスケットボール	男子	ソフトテニス	男子	サッカー	男女	バスケットボール	男子
	バスケットボール	女子	ソフトテニス	女子	バスケットボール	男子	バスケットボール	女子
	バレーボール	女子	卓球	女子	バスケットボール	女子	バレーボール	女子
	ソフトテニス	男子			バレーボール	女子	卓球	男子
	ソフトテニス	女子			卓球	男子	卓球	女子
	バドミントン	女子			ソフトテニス	男子	ソフトテニス	男子
	剣道	男女			ソフトテニス	女子	ソフトテニス	女子
					剣道	男女	剣道	男女
文化部	吹奏楽	男女	吹奏楽	男女	吹奏楽	男女	吹奏楽	男女
	情報技術	男女	美術	男女	科学	男女	美術	男女
	美術	男女	創作	男女	美術	男女	技術コンピュータ	男女
	文芸	男女			家政	男女	茶華道	男女



白岡市の特徴的なスポーツ環境

○総合型地域スポーツクラブ

- ・篠津小総合クラブ
- ・NPO法人白岡Sport-Verein
- ・NPO法人SHIRAOKA K's フットボールクラブ

○白岡市体育協会

野球連盟、ソフトボール協会、バレーボール連盟、卓球連盟、
サッカー協会、剣道連盟、ソフトテニス連盟、バドミントン連盟、
テニス協会、陸上競技協会、ボウリング協会、スポーツ少年団

○スポーツ推進委員連絡協議会

○埼玉西武ライオンズと連携協力に関する基本協定

○アダプティッド・スポーツ（障害者スポーツ）



白岡市の特徴的なスポーツ環境

○スポーツ少年団

野球、ソフトボール、バスケットボール、バレーボール
サッカー、空手、剣道、バドミントン

○民間スポーツクラブ

陸上、卓球、なぎなた、ラグビー、ダンス、水泳
ソフトテニス 等

○部活動ボランティア指導員 18名

○総合型地域スポーツクラブ NPO法人白岡Sport-Verein

※幅広い年齢層を対象としたスポーツ教室等を開催



「地域クラブ活動」を進める根拠

中学校教職員の
働き方改革

持続可能で多様な
部活動



中学校部活動と地域クラブ活動の比較

	中学校部活動	地域クラブ活動
位置付け	<u>学校管理下の教育活動ではあるが 教育課程外の活動</u>	<u>学校管理下外の活動</u>
活動内容	<u>生徒による主体的な活動</u>	<u>生徒による主体的な活動</u>
指導者	教職員	地域クラブ活動指導員 ※教職員の場合は兼職
活動日数	平日 4 日以内　土日 1 日以内	休日週 2 日以内 ※中学校部活動と合わせて週 5 日以内
活動場所	学校施設	学校施設・公共施設
鍵の管理	学校（教職員）	管理団体（地域クラブ活動指導員）
手当・謝金	2,700円／1日 (休日 2 時間 1 分以上)	2,000円／1時間 ※原則、1日 3 時間以内
生徒の保険	日本スポーツ振興センター 災害共済給付制度	スポーツ安全保険
指導者の保険	労務災害 等	スポーツ安全保険
責任の所在	校長、設置者	管理団体、設置者

部活動指導のガイドラインの策定

白岡市 部活動指導のガイドライン
(中学校部活動・地域部活動)



令和3年11月 改定
白岡市教育委員会

生徒の健康面に配慮し、
中学校部活動と地域クラブ活動を合算して1週間のうち2日分以上を休養日とすること。

なお、中学校部活動のみの活動の場合は、土日のどちらかを休養日とすること。

※地域クラブ活動に移行した部活動の活動時間等について盛り込む



地域クラブ活動における管理・運営のイメージ

白岡市

委託

地域部活動の管理・運営を担う委託先団体

指導者は委託先
団体に所属する
形式をとる。

教職員
の場合は
兼業兼職

小・中学校

○○大学

スポーツ少年団

総合型地域SC

○○協会

○○連盟

自治体からも協力を依頼

指導者

指導者

指導者

指導者

指導者

指導者

指導者

指導者

委託先団体から直接支払う
謝金は指導者に



白岡市地域クラブ部活動一覧

【～令和5年度（10月まで）】

運動部

※市内4校	合同剣道部	南中学校	ソフトボール部
※市内4校	合同ダンス部	南中学校	陸上部
菁莪中学校	男子ソフトテニス部	南中学校	女子ソフトテニス部
菁莪中学校	女子ソフトテニス部	南中学校	男子卓球部
菁莪中学校	男子バスケットボール部	<h2>文化部</h2>	
菁莪中学校	女子バスケットボール部	※市内4校	合同吹奏楽部（パート別）
菁莪中学校	女子卓球部	※市内4校	合同プログラミング部

※「新人戦」が終わる時期（9月～10月）を1つの区切りと考えている。



白岡市における地域クラブ活動の展開イメージ

Hop

令和3年度
(2021年度)

Step

令和4年度
(2022年度)

Jump

令和5年度～
(2023年度)

地域部活動企画委員会発足

実証導入

市内4中学校
運動部5 文化部2
+ α

モデル事業として試験的に導入実施する。現在の部活動に大きな影響がない範囲で実施する。

実証実施 (9月～)

市内2中学校
希望する
部活動で移行
(合同部活動も開始)

令和3年度より規模を拡大し、
実施する。
※受益者負担なし

継続実施 (12月～)

市内4中学校
・2校→休日実施全ての部活動
・2校→希望する部活動で移行
※2部活+合同2部活

※2校が先行して休日の部活動を地域
クラブ部活動として実施する。
※1年遅れで2校が追いかける形で
進めていく。

中学校部活動：中学校の教職員が指導者（顧問）となる現行の部活動
地域クラブ部活動：地域人材が指導者（コーチ）となるクラブ活動

※これまでの外部指導者とは違い、中学校の教職員が立ち会わなくても単独で指導が可能となる。地域人材として、地域のクラブ指導者や保護者、退職教職員の他、現役の小・中学校の教職員が兼職兼業として指導にあたることも考えられる。

菁莪中 女子バスケットボール部

指導者

- ・元プロ(bjリーグ所属)
- ・JBAコーチライセンス取得
- ・中高教員免許(教員経験あり)

中学校

- ・顧問はスポーツ経験(ラグビー)あり
- ・一般的なトレーニング指導はできるが
バスケの指導や審判はできない。
- ・平日は休日のメニューを中心に生徒が
自主的に練習に励む。
- ・生徒の教育面、教員の負担軽減ともに
効果は絶大である。



菁莪中 男女ソフトテニス部

指導者

- ・民間テニススクールコーチ
- ・現役大学生 強豪高校出身
- ・高校等でもコーチ歴あり

中学校

- ・平日は男女別の部活動
- ・顧問のうち一人は保健体育の教員だが
　ソフトテニスは未経験
- ・平日は休日のメニューを中心に生徒が自主的に練習に励む。
- ・教員の負担軽減ともに効果は絶大である。
- ・過度な勧誘等が心配されたが、契約の際にしっかりと確認し、大きな問題は起こっていない。



男子は差があるので、基本的な練習をした方がいいですよ。

「Band」
の活用
グループコミュニ
ケーションアプリ

南中学校 女子ソフトテニス部

指導者

- ・白岡市ソフトテニス連盟所属
- ・地域移行前から外部指導者として活動
- ・各種オープン大会優勝

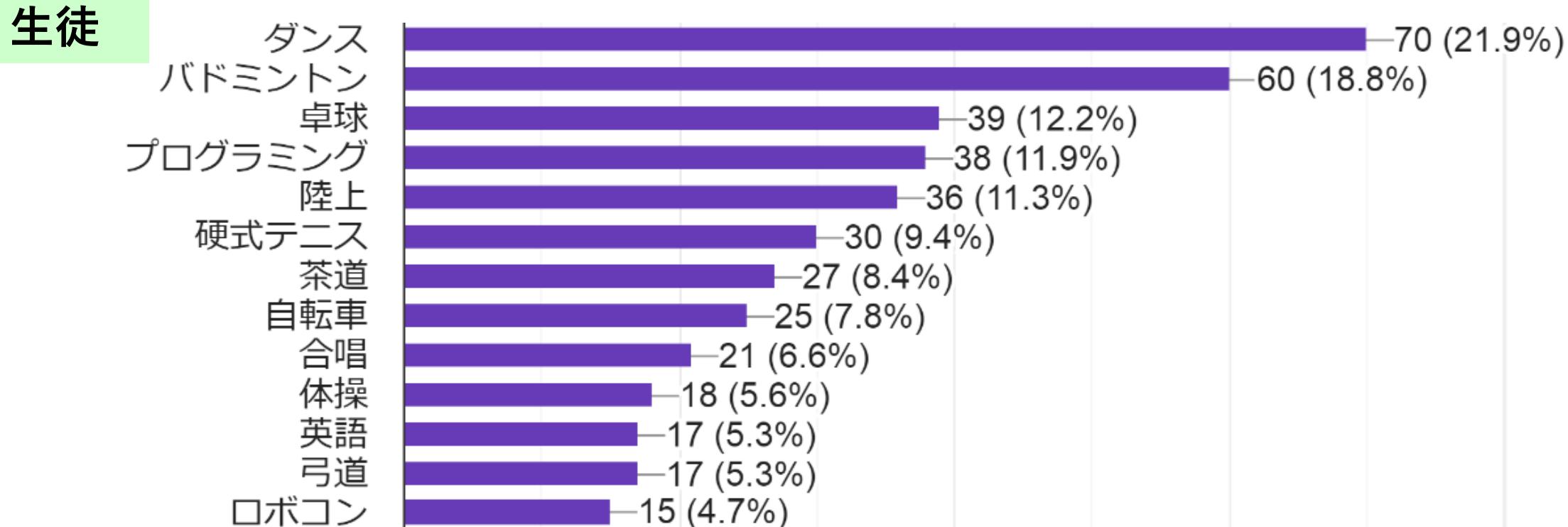
中学校

- ・平日から顧問の先生と連携して、練習メニュー等を決めて活動している。
- ・地域移行後も、余裕がある時は顧問の先生がボランティアとして一緒に指導している。
- ・中体連の大会の際には、部活動指導員(市の会計年度任用職員)として生徒の引率もしている。



実態調査アンケートの概要

やってみたい部活動 ※通学している中学校にない競技（活動）



- ・どの中学校にもないダンスが人気
 - ・バドミントンや卓球、陸上は一部の中学校にしかない
- このような生徒達の声（願い）にも応えてあげたい

市内全中学校 合同ダンス部

指導者

- ・東京ダンス＆アクターズスクール卒
- ・中学ダンス部指導歴有
- ・ポーラスター東京アカデミー講師

中学校

- ・中学校で他の部活動に所属する生徒が掛け持ちとして参加するケースも。
- ・生徒のニーズに応じた、多種多様な活動が可能。
- ・学校の垣根を越えた、生徒同士の交流もできる。
- ・中学校側に連携する相手がいないため、会場の調整や生徒指導面等の連携が難しい。



市内全中学校 合同プログラミング部

指導者

- ・大学職員(元中学校教員)
- ・中学校ICT関連部活動顧問歴10年
- ・ロボットコンテスト等入賞多数

中学校

- ・GIGAスクールの端末を活用
- ・中学校側に連携する相手がないため、会場の調整や生徒指導面の連携が難しい。
- ・中学校で他の部活動に所属する生徒が掛け持ちとして参加するケースも。
- ・生徒のニーズに応じた、多種多様な活動が可能。
- ・学校の垣根を越えた、生徒同士の交流もできる。



地域クラブ活動移行のメリット・デメリット

メリット

- より **専門的**な指導が受けられる。
- 競技種目の**選択肢**が増える。
- 先生の負担が軽減され**教科指導**等がより**充実**する。

デメリット

- **学校管理下外**となる。
- 別途、**保険加入**が必要となる。
※スポーツ安全保険に加入する。
- **受益者負担**が必要となる。

課題と成果

- ① 委託先団体（受け皿）について
- ② 指導者について
- ③ 活動時間及び活動日数について
- ④ 教職員の兼職兼業について
- ⑤ 施設・用具の管理について
- ⑥ 大会・コンクールの在り方について
- ⑦ 受益者負担額と保険料について



課題と成果 ① 委託先団体（受け皿）について

- 令和3年度の委託先団体はPTAのOBを母体とした組織だったため、連携や調整についてはスムーズに行うことができた。一方、事業規模拡大について負担が大きくなり、請け負いきれない課題も見えた。
- 令和4年度の委託先団体は、民間企業となり、管理・運営面で安定していた。スペシャルな指導者を派遣してもらえた半面、指導者の継続性の部分で課題が見えた。
- 令和5年度11月より、現在の委託先団体「白岡Sport-Verein」に委託している。

課題と成果 ② 指導者について

- ・ 小・中学校の教職員による兼職兼業を認める。
- ・ 退職教員や教員を目指す大学生の配置も必要となる。
- ・ 中学校長から推薦のあった部活動ボランティア指導員（外部指導者）から地域クラブ活動の指導者として配置することで、学校・生徒・保護者への大きな混乱はなくスムーズな形で実施が可能となった。→ハードルは低くなるが地域移行の意義は？
- ・ 指導者の数・質の確保とそのマッチング
- ・ 指導者の評価システムや研修制度をどのように構築するべきか

指導者資格と指導者研修制度の必要性

公認スポーツ指導者資格（JSPO）の活用

→教職員にとってはハードルが高い



課題と成果 ③ 活動時間及び活動日数について

- 中学校部活動と地域クラブ活動を統合した白岡市独自の部活動ガイドラインを策定
- 地域クラブ活動へ移行した部活動については、土日の実施を認めたことで、その分、平日の活動が減り、平日の部活動に係る教職員の負担が軽減 → 当初意見としてはあまり挙がらなかつた「平日3日案」も教職員から挙がるようになった。
- 「平日3日・休日2日」の活動となることで、国や県の示すガイドラインとは異なる → あくまでも試験的に実施した。

教職員組合は白岡市独自のガイドラインに反対
「そもそも切り離さないと改革にならない」

学校現場は好評、生徒・保護者は賛否両論

課題と成果 ④ 教職員の兼職兼業について

- ・ 地域クラブ活動の指導をしたい教職員は一定数（白岡市の場合には競技を自由に選択できれば6割以上）おり、そういった教職員については兼職兼業を認めている
→しかしながら、負担に感じる教職員については、同調圧力にならないように世論レベルの意識改革が必要となる
- ・ 本来の業務へ影響が生じることなく、心身に過重な負担とならないようにすることが必要となる

現行の特殊業務手当（部活動手当）や兼職兼業による確定申告等の視点を含めたガイドラインの必要性

課題と成果 ⑤ 施設・用具の管理について

- 地域クラブ活動は学校管理下外となるが、学校施設の優先的な活用について、学校施設や生涯学習の所管課と調整の上、施設の貸し出しや施錠管理をしており、現時点で特に大きな問題は起きていない。
- 活動時に破損等が発生した場合に、修繕や新たな補充等の対応について調整が困難となることが懸念
- 合同クラブ活動が実施された場合には、場所の確保や施設の管理、責任の所在等において調整が必要
- 学校の施設開放における他の団体との調整について、不公平感が生じないようにする必要がある。

開かれた学校にもつながり、地域としては好印象
学校を管理する立場としては、負担が増える

課題と成果 ⑥ 大会・コンクールの在り方について

- ・ 日本中体連は、令和5年度から大会への参加を承認 (R4.12月)
- ・ 埼玉県中体連は、大会参加は学校単位が原則であるが、日本中体連が参加資格を緩和したことを受け、埼玉県においても地域クラブ活動について、一定の条件を設定した上で特例としての参加を認める。
- ・ 練習試合や大会の引率については課題があり、現在部活動顧問に引率してもらっている現状がある。

※**地域は学校対抗の意識がいまだに根強い**

課題と成果 ⑦ 受益者負担額と保険料について

- ・ 活動内容や時間、指導者の人数や資格等によりクラブ活動ごとに会費等の額が変わってしまうことに対する不公平感
→法の整備し、学校給食制度のように考えることが必要？
- ・ 経済的に困窮する家庭に対する支援についての検討が必要
→地域クラブ活動を教育活動として捉え、要保護・準要保護世帯への就学援助制度の対象する方向で検討
- ・ 保険内容について日本スポーツ振興センター災害共済給付制度との違いについて、保護者への理解が必要

受益者負担額は一律か？活動団体ごとか？

残りは行政負担かスポンサーが必要？

塾や習い事（クラブチーム）と何が違う？→教育活動として実施



御清聴ありがとうございました